

区域計画の認定について

令和 4 年 6 月 13 日
内閣府特命担当大臣(地方創生)
野 田 聖 子

区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 福岡市・北九州市 区域会議

【5月31日開催、5月31日申請、変更1事業】

(1) 特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例【変更】

福岡市が認定した企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。

※対象となる企業の要件を追加。